

速記録

吉野川水系河川整備計画【原案】公聴会 (中流域) 美馬市会場

日 時 平成21年2月15日(日)

午後 1時 1分 開会

午後 3時23分 閉会

場 所 四国三郎の郷 交流体験棟

[午後 1時 1分 開会]

開会

○河川管理者

皆さん、こんにちは。本日は休日の大変ご多忙な折、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。時間になりましたので、ただいまから吉野川水系河川整備計画公聴会（中流域）美馬会場を始めます。私は本日の司会を務めさせていただきます国土交通省四国地方整備局河川計画課長の岩男です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。まず初めに傍聴者の皆様にお願いがございます。本公聴会の円滑な議事進行のために、事前にお配りしております「傍聴にあたつてのお願い」及び公聴会傍聴規定の遵守にご協力くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。本日の公聴会の進行につきましては、議事次第に基づきまして進めさせていただきます。開会あいさつの後、原案概要説明、公述の進め方の説明を行いまして、その後、公述人による意見陳述を行っていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本公聴会の主宰者を代表しまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の新井田より開会のごあいさつを申し上げます。新井田調査官、よろしくお願ひします。

開会挨拶

○河川管理者

皆さん、こんにちは。ただいま紹介のありました四国地方整備局河川調査官をしています新井田と申します。会の冒頭に当たりまして一言ごあいさつをさせていただきます。本日は、お忙しい中、吉野川水系河川整備計画に関します公聴会にご参加をいただきましてありがとうございます。この整備計画は、ご案内のとおりかと思いますが、平成18年6月に素案を公表して以来、はや2年半が過ぎたわけですが、これまでの間、学識者の方々、住民の方々、また市町村長の方々、こういった方々からそれぞれの立場から2700件を超えるたくさんの意見をちょうだいしております。整備局としましては、こういったご意見を踏まえまして平成18年12月には修正素案、19年10月には再修正素案、そして昨年12月には原案という形で当初の計画素案に修正を加えてまいりました。

本日は、この原案に対しまして、再修正素案からの変更点を含めて、また、これまでいただいたご意見の再確認の意味も含めまして、こういった公聴会という形で改めて皆さんのご意見をちょうだいしたいというふうに考えております。また、公述人以外の方々につ

きましても、これまでと同様パブリックコメントという形で3月15日までの間にご意見をちょうだいしたいというふうに考えております。本日の公述内容も参考にしていただき意見を出していただければというふうに思っております。

公述人の方々のご意見やパブリックコメントの内容につきましては、今後、整備局のほうで整理をさせていただいて、後日、整備局の考え方を付して公表させていただくとともに、できる限りこういったご意見を踏まえた形で整備計画の最終案を作成していきたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、整備局としましてはできるだけ住民の方々のご意見を反映した整備計画にしていきたいというふうに思っておりますので、本日会場にお越しの傍聴人の方々も含めて、この公聴会が円滑に進行でき、実りある会になりますことを、そのご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭に当たってのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

原案概要説明等

○河川管理者

ありがとうございました。それでは、議事に先立ちまして傍聴者の方々に配付した資料のご確認をさせていただきます。封筒内に今回ご用意した資料すべてが入っておりますが、その中の配付資料一覧をご覧ください。また、スクリーンのほうに配付資料を順次映させていただきますので、いずれかでご確認いただければと思います。

それでは、資料番号順に資料の確認をさせていただきます。まず資料1として「公聴会議事次第」、それから資料2としまして「公述希望届出書」、これにつきましては今回公聴会が開催される3会場に対しまして応募されたすべてのものが入っております。それから資料3として「傍聴にあたってのお願い」、資料4としまして「吉野川水系河川整備計画公聴会規則」、資料5としまして「吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の公述規定」、資料6としまして「吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の傍聴規定」、資料7としまして「吉野川水系河川整備計画策定の流れ」、資料8としまして「吉野川水系河川整備計画【原案】の閲覧等について」、資料9としまして「公述人配付資料」、こちらについては本会場で公述される方からいただきました配付資料をつけております。

以上が資料番号を付した資料でございます。あと、資料番号をおつけしておりませんが、「意見記入用紙」、はがきの付いた「意見募集チラシ」、「吉野川水系河川整備計画【原

案】一要旨一」、「吉野川水系河川整備計画【原案】」、以上が入っております。なお、原案策定までにいただいたご意見に対する四国地方整備局の考え方の冊子につきましては、受け付け時に必要な方のみ配付をさせていただいております。不足している資料、あるいは必要な資料がございましたら、お手を挙げていただければスタッフがお伺いし、ご準備をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、これより若干時間をいただきまして、原案の概要等について事務局より説明いたします。

○河川管理者

徳島河川国道事務所の河川調査課長の村田と申します。よろしくお願ひします。座って説明をさせていただきます。

それでは、吉野川水系河川整備計画について説明をさせていただきます。国土交通省四国地方整備局では、河川整備計画の策定に向けて、学識者・流域市町村長・流域住民の方からの35回の意見を聴く会などの取り組みにより、2706件のご意見をいただきました。このご意見をできる限り反映し、原案を作成しました。この原案に関して、流域住民の皆様の意見をお聴きするため、四国地方整備局では公述人を募集し、公聴会を開催することとしました。きょうのご意見などについては、十分検討の上、できる限り反映した形で河川整備計画案を作成したいと考えております。

原案における再修正素案からの主な修正点を説明します。まず1点目は地球温暖化に対する取り組みについてになります。昨年6月に、社会資本整備審議会より、水災害分野における地球温暖化への適応策のあり方についての答申がされ、基本的な方向が示されました。地球温暖化に伴う気候変化により、洪水・高潮・渇水リスクの増大、河川環境の変化などが見込まれており、今後、吉野川水系についても適応策について必要なものから取り組む旨を追記しました。

次に、修正箇所の2点目ですが、旧吉野川・今切川の浸透対策についてになります。旧吉野川・今切川などの堤防の安全性の照査を完了したので、浸透対策の記述を追加し、結果を反映しています。

3点目は地震対策についてになります。将来、発生が予想される東南海・南海地震などの大規模地震などに対する整備の考え方を明確にするため、河川整備計画の大規模地震関係の箇所を修正しました。

次に、河川整備計画原案の要旨について説明いたします。お手元に原案の要旨をお配

りしていますので、そちらもご覧いただければと思います。吉野川の概要につきましては、時間の関係もあり説明は省略させていただきます。

まずは治水の現状と課題、洪水対策について説明します。吉野川はいまだ12kmが無堤の状況にあり、このような地区では吉野川のはん濫による大規模な浸水被害の発生が危惧され、平成16年10月の台風23号時には無堤地区で甚大な被害が発生しました。このため、早期に堤防の整備を促進し、無堤地区の解消を図ることが急務となっています。堤防整備済み区間では、過去から漏水が頻発しているため、堤防の決壊などによる甚大な被害の防止に向け計画的に対策を図る必要があります。また、内水による浸水被害も発生しており、内水被害の状況に応じた対策を図る必要があります。大規模地震などへの対応については、排水ポンプ場の機能低下や河口部の堤防沈下や排水門の操作の支障に伴う浸水被害が危惧されています。これまでに河口部の堤防や排水門について遠隔操作設備の整備などを実施しており、今後も耐震補強などを行うことが必要となります。

旧吉野川・今切川では、昭和36年の第二室戸台風時に高潮による大規模な浸水被害が発生し、平成16年台風23号では、中流部を中心に川沿いの無堤地区で浸水被害が発生しました。旧吉野川・今切川の堤防整備率は34%程度と著しく遅れており、洪水・高潮によるはん濫被害の防止に向けて堤防の整備が急務となっています。堤防整備済み区間における浸透対策については、旧吉野川では増水時に漏水が確認されているため、今後の増水時の状況を注視して対策を図る必要があります。大規模地震などへの対応については、旧吉野川・今切川は地盤高が低く、緩い砂質土で構成され、液状化により堤防が沈下しやすいことから、潮位・津波などによる浸水の被害を受けやすいという特徴があります。そのため、地震による堤防沈下と地震後における浸水被害の防止・軽減に向けて、耐震対策などのハード面とあわせてソフト面での対策を図ることが重要となります。

河川の維持管理については、河道は局所的に土砂堆積・樹林化が生じ、洪水の流下への支障が生じるおそれがあるといった課題や、旧吉野川では外来生物であるホテイアオイの繁茂などの課題があります。そのため、モニタリングを定期的に実施しており、今後も河道の適正な維持管理を実施する必要があります。排水機場などの施設については、老朽化が進んでいるため、洪水時に確実な操作を行えるよう監視や点検を継続的に行い、その都度補修を実施しています。不法占用・不法行為に対しては、許認可事務を適正に実施するとともに、地域住民とも連携を図り、河川巡視などによるきめ細やかな管理を続けていく必要があります。

ダム管理における現状と課題としては、早明浦ダムでは計画最大放流量を超える放流の実施を余儀なくされた経緯があり、治水機能の向上が求められています。また、柳瀬ダムでは当初の想定を超える量の土砂が堆積しており、堆砂除去などの対策を検討、実施しています。浸水被害軽減策及び危機管理については、計画規模以上の洪水発生の可能性や地球温暖化に伴う気候変化による洪水・高潮の増大などに対して、壊滅的な被害を回避するとともに、被害の最小化を目的とする適応策の実施に努めていく必要があります。

続きまして、河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題について説明します。吉野川は四国4県で利用される重要な水源となっています。下流の流量が少なくなったときは、早明浦ダムから必要な水を補給することにより下流の流況を安定化し、水道用水・農業用水・工業用水などの安定供給を図っています。早明浦ダム、銅山川ダム群では、頻繁に取水制限が実施されていることに加え、今後、地球温暖化に伴う気候変化による渇水リスクの増大が見込まれることから、さらなる関係機関の連携、合理的な水利用に努め、四国4県の発展に必要な水の安定供給を行う必要があります。

水質について見ると、吉野川ではいずれの区間も環境基準を達成していますが、下水道整備の遅れなどにより水質悪化が懸念されています。ダム湖では水質は良好と言えますが、一部のダム湖で淡水赤潮が発生することもあり、水質・底質の動向を監視していく必要があります。動植物の生息・生育・繁殖について、吉野川では外来生物のシナダレスズメガヤの繁茂によるレキ河原の消失やヤナギ類の樹林化に伴う水際の直立化による水辺のなだらかな連続性の消失、外来生物による在来生態系への影響が懸念されています。一方、絶滅危惧種などの特定種が確認されており、水際環境の保全・再生に向けた取り組みが必要です。さらに、近年、地球温暖化に伴う気候変化の及ぼす河川環境の変化が懸念されており、今後、モニタリングの強化などに取り組む必要があります。

吉野川の河川景観は、地域社会の歴史の中で形づくられた特徴的な景観となっています。今後、河川の利用形態などを考慮した河川景観の維持・形成に向けた取り組みが必要です。さらに、河川空間の利用という観点から見れば、河川空間が心身両面において健康の維持に重要な役割を果たしていると言えます。今後も多くの人々がより一層川と親しむことができるよう、人と川との触れ合いに関する施策について取り組む必要があります。

このような現状・特徴・課題などを踏まえ、安全で安心できる吉野川の実現、河川本来の自然環境を有する吉野川の再生、地域の自然景観、社会環境に調和し個性ある吉野川の創造、この3つを河川整備の基本理念として、関係機関や地域住民との情報共有・連携

の強化を図りつつ、治水・利水・環境にかかる施策を効果的かつ総合的に展開します。本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に沿って、吉野川の総合的な管理が確保できるよう、河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるもので、対象区間は吉野川水系の国管理区間、対象期間はおおむね30年となります。この基本理念にのっとり、要旨の11ページ以降でそれぞれの項目について目標を定めています。

洪水・高潮などによる災害の発生の防止または軽減に関する目標としては、洪水を安全に流下させるため、吉野川については、戦後最大流量を記録し甚大な浸水被害を発生させた平成16年台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標とした整備を実施します。旧吉野川でのはん濫被害軽減に向けた対応としては、戦後最大流量を記録した昭和50年台風6号と同規模の洪水や昭和36年6月第二室戸台風と同規模の高潮に対し、旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減することを目標とした整備を実施します。そのほか、浸透・侵食への対応など、それぞれの項目について目標を定めています。

続いて、河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全に関する目標です。河川水の適正な利用を図るため、流水の正常な機能や水利用の現状を十分に考慮し、関係機関との調整を図りながら、その適正化や合理化に努めるとともに、渇水時の被害を最小限に抑えるための対応策について検討します。河川環境については、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ、表で示したような取り組みを進め、良好な自然環境の保全に努めます。また、モニタリングなどにより自然環境を把握・評価し、必要に応じて自然再生事業などを関係機関や地域住民と連携しながら行います。河川空間の利用については、人と川との触れ合う場などについて、河川環境との調和を図りつつ、より一層川に親しむことができるよう努めます。関係機関や地域住民などと連携して、人と川、地域と川との共生関係を築き、人と自然の交流の促進に努めます。以上が河川整備の目標に関する事項になります。

ここから、目標に対して実施していく河川整備の内容について説明します。吉野川の洪水を安全に流下させるための対策としては、岩津地点において河道整備流量1万6600m³/sを安全に流下させる河道断面を確保するために、堤防などの整備を実施します。また、堤防などの整備を実施してもなお流下断面が不足する区間では、河道の掘削、樹木伐採などを行い、必要な流下断面を確保します。浸透については、漏水被害の発生した区間を優先的に整備し、そのほかの漏水区間においても被害状況を注視しつつ、現在の堤防が有している安全度などを総合的に判断し、対策を実施します。侵食については、被災の状

況を注視し、被災履歴、被災規模、現在の護岸の安全度、背後地の社会的条件から総合的に判断し、必要な箇所に対して侵食対策を実施します。

内水対策については、被害の軽減及び拡大防止のため、ハザードマップの公表などのソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行います。また、内水はん濫の状況に応じて、機動性がある排水ポンプ車を配備します。地震対策としては、東南海・南海地震対策なども含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、ある程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討し、津波などによる浸水被害が懸念される河口部の堤防、国管理の排水門などの河川管理施設に対して必要な対策を実施します。また、地元自治体と連携して減災にむけたソフト対策を実施します。

高潮などの対策については、浸水や越波による被害の防止・軽減のため、被害実績を考慮し、必要に応じ関係機関と調整を図りながら、高潮堤防などの整備を実施します。また、上流ダム群の洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダム・柳瀬ダムでは、低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築し、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させます。池田ダムにおいては、河道整備流量の安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において、堤防の新設、宅地嵩上げなどの対策を行います。

この図は原案の要旨の14ページに載っているのですが、堤防の整備を実施する区間などを示したものです。こちらは河道の掘削を実施する区間などを示した図です。

続きまして、旧吉野川で実施する整備の内容について説明します。洪水・高潮などによる浸水被害を軽減するための対策としては、大寺地点で河道整備流量 $1000\text{m}^3/\text{s}$ の流下に対して、市街地などへの大規模なはん濫が想定される区間について、堤防の整備や水門などの新設、河道掘削などを実施します。浸透対策については、被災履歴、被災規模、現在の堤防が有している安全度、背後地の社会的条件などから総合的に判断し、浸透対策を実施します。地震対策については、河川構造物などの損傷や浸水被害を防ぐため、当面、地震・津波の影響が比較的大きい下流部において、築堤などの実施とあわせて地震動に対する耐震対策を実施します。また、地元自治体と連携して減災にむけたソフト対策を行っていきます。

この図は原案の要旨の16ページに載っていますが、堤防の整備を実施する区間などを示したものです。黄色の線で記した浸透対策必要区間については、堤防の安全性の照査を完了したため、原案でその結果を反映しているものです。また、16ページの下の図には、河道の掘削・耐震対策を実施する区間を示しております。なお、河道掘削については、下

流部では堤防整備を実施してもなお流下断面が不足する区間において、上流部では無堤地区における家屋浸水被害をおおむね解消することを目的として実施します。

続いて、吉野川・旧吉野川の防災関連施設の整備内容になりますが、水防活動などを支援する機能をあわせ持つ拠点・避難場所として河川防災ステーションを整備します。また、排水ポンプ車などの作業場の整備、さらに側帯の整備、光ファイバー網などの整備を進めています。

動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生について、レキ河原の保全・再生に向けて、外来植物のシナダレスズメガヤの侵入・拡大の要因となる河道内樹木の伐採を実施します。さらに、水際のなだらかな連続性が消失している場所ではヤナギ類を伐採し、洪水の安全な流下の支障となっている箇所や吉野川本来の景観や自然環境を変化させる箇所において樹木管理を行います。

河川空間の整備と適正な利用を図るため、河川利用の推進と体験活動の充実を図り、魅力と活力ある地域形成のため、地域と一体となった空間整備を行います。ダム貯水池周辺整備については、関係機関と連携してダム環境の整備や利便性の向上などを図ります。

河川の維持管理としては、定期的にモニタリングを行い、河道状況の把握に努め、必要に応じ河道整正や樹木伐採、護岸の補修などの措置を実施します。堤防護岸施設の維持管理については、巡視や点検などを行い、必要に応じて適切な補修を実施します。許認可事務については、河川法などに基づき適正な処理を実施し、地域住民及び関係機関との連携・協働によるさらなる河川美化に努めます。さらに不測の事態に対応するため、水防資機材の備蓄を実施します。

ダムの維持管理としては、上流ダム群の統合管理により流域全体の視点に立った効果的な流量調節を行います。また、ダムや水文観測所などの河川管理施設の適正な管理、貯水池機能確保のための流木処理や堆砂対策などを適切に行い、除去した流木や土砂は可能な限り有効利用を図ります。さらに、貯水池内の地すべり滑動の監視を継続し、必要に応じて適切な対策を行います。

浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、関係機関相互の情報共有、連携強化を推進し、河川情報の収集・提供や水防団との連携などの支援・協力を実施します。また、今後、地球温暖化に伴う気象変化などにより激化する水災害への対応として、被害の最小化を目的とする適応策について必要なものから取り組んでいきます。例えば、緊急時には適切な組織体制をとり、洪水予報の発令や報道機関を通じた地域住民への情報提供などに

努めます。また、各市町の洪水ハザードマップの作成・公表・改善、まるごとまちごとハザードマップの推進など、水防体制や避難誘導体制の拡充、避難計画検討などの取り組みに対して必要な支援・協力をしています。さらに、出水期前の重要水防箇所の水防団との合同巡視、水防訓練などにより水防体制の充実を図ります。水質事故に対しては、迅速な流出拡散防止対策を実施するため、資機材の整備、連絡体制の強化、水質事故訓練などにより体制を充実します。増水などにより河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧します。特に大規模災害が発生した場合は、備蓄資材を使用し、緊急的な対策を実施します。

河川水の利用に対して、安定した取水と流水の正常な機能維持のため、河川の水量・水質の監視や既存の河川管理施設の適正な管理、利水者に対する指導など適切な流水管理を行います。渇水時には、関係機関や水利用者などと流況などの情報を共有し、円滑に渇水調整を行い、節水などの啓発活動を行っていきます。また、水資源開発施設の有効利用を含めた異常渇水への対応の検討を行います。水質の保全については、定期的な観測により水質の状況を監視し、良好な水質を維持するため、流域住民などと一体となった取り組みを実施します。また、早明浦ダムにおける濁水の状況を軽減するために、選択取水設備の運用や底泥除去を継続して実施するとともに、さまざまな検討及び対策を今後も引き続き行います。

動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に向けて継続的なモニタリングを行います。また、魚類・底生動物の良好な生育環境である瀬・淵の保全に努めます。河川景観については、流域の特性、土地利用、地域の歴史・文化などとの調和を図りつつ、その維持・形成に努めます。河川空間の整備と適正な利用に向けて、身近な生活の場として人々に潤いや安らぎ、憩いを与えることができる快適な水辺空間を整備します。さらに、川に親しむ取り組みとして、環境教育の支援や地域住民と連携した河川愛護活動などの地域住民の吉野川などに対する関心を高める活動を行います。

最後になりますが、吉野川流域が抱えるさまざまな問題や課題を解決するため、地域住民、自治体、関係機関、河川管理者などが、吉野川流域の情報を共有し、連携・協働して取り組んでいくことが重要です。また、大学、研究機関、行政などが連携し、科学的に十分解明されていない事項の調査・研究に取り組んでいきたいと考えています。

以上で吉野川水系河川整備計画についての説明を終わらせていただきます。

公述の進め方について

○河川管理者

それでは、公述に先立ちまして、公述の進め方についてご説明させていただきます。

まず、公述人の申し込み状況及びその選考についてご報告いたします。公述人の募集期間は12月26日から1月23日の29日間でございまして、中流域会場につきましては公述希望届出書の受け付け総数が9名でございました。この受け付け総数9名の中から、公表されている選考基準に従いまして、吉野川流域内の市町村にお住まいの方であること、意見要旨及びその理由が原案の内容に関するもので論旨が明確な意見であること、流域内の意見の多様性や地域性などを審査しました結果、9名全員を公述人として選定いたしました。

この9名の方々に本日公述をお願いしておりましたが、公述人⑤の方につきましては、所用により遅れるとのご連絡をいただきておりますので、閉会までに間に合いましたら公述いただくことといたします。また、公述人⑦の方につきましては、所用により欠席されるとのご連絡をいただいておりますので、本日は最大8名の方に公述いただくこととなります。したがいまして、議事次第では公述人⑤の方と⑥の方の間に休憩を挟むこととしておりましたが、公述人④の方と⑤の方の間に休憩を挟むよう変更させていただきます。ご了承ください。なお、公述人の方々のお名前につきましては、個人情報保護の観点から、今回、当方のほうからは申し上げませんのでご了承ください。

次に、公述についての注意事項を申し上げます。資料にあります吉野川水系河川整備計画公聴会規則及び公述規定を抜粋して説明しますのでご覧ください。公述につきましては、この公聴会規則及び公述規定に従い実施してまいります。まず、公述意見は、公述希望届出書の内容の範囲内で、吉野川水系河川整備計画原案に対するご意見についてのご発言をよろしくお願ひいたします。公述の方は決められた時間内で公述していただきます。持ち時間は1人15分です。他の方の公述もありますので時間厳守でお願いいたします。公述開始後12分で1鈴の合図を送ります。その後、15分経過後で再度2鈴の合図を行います。最後に16分経過後に3鈴の合図を送ります。3鈴以降の発言につきましては司会のほうからとめさせていただきますのでご了承ください。公述の方々におかれましては、これら注意事項を遵守し、円滑な会議運営にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、本日ご発言いただいた公述内容及び公述に関する配付資料につきましては、個人名、不適切な発言を除き、後日吉野川水系河川整備計画ホームページにて公表させていただきます。

最後に、傍聴者の方々についての注意事項を申し上げます。資料にあります傍聴規定及び傍聴にあたってのお願いをご覧ください。会場内では、携帯電話は電源をお切りいただくかマナーモードにしていただきますようよろしくお願ひいたします。会場内の撮影・録画・録音は行わないでください。公述人及び主宰者への質疑を含む発言、公述への批判、可否の表明、やじ、拍手、私語などは行わないでください。プラカード等は出さないでください。会場内でのビラ、資料等の配布は行わないでください。これらの禁止事項や公聴会の秩序を乱す行為を行った場合は、その行為を中止させていただく場合があります。また、傍聴者の方が中止命令に応じない場合には、公聴会の会場から退場を命じさせていただく場合がありますのでご了承ください。

ご意見・ご質問がある場合には、配付しております意見記入用紙もしくははがき付きの意見募集チラシにご記入ください。パブリックコメントとして取り扱わせていただきます。意見記入用紙につきましては、受付のほうに回収箱を用意しておりますので、そちらのほうへ投函いただきますようよろしくお願ひいたします。また、はがき付きの意見募集チラシにつきましては、3月15日までに郵送等によりお送りいただきますようよろしくお願ひいたします。

会場内につきましては全館禁煙となっております。喫煙場所につきましては、交流体験棟とセンターハウスの間の通路に喫煙場所を設けておりますので、そちらのほうで喫煙いただきますようよろしくお願ひいたします。また、会場内、本交流体験棟内は土足厳禁となっております。入り口においてスリッパに履きかえていただきまして、靴につきましては、ビニール袋が用意されておりますので、そちらに入れまして各自でお持ちいただきますようよろしくお願ひいたします。また、会場内につきましては飲み物の持ち込みは構いませんが弁当等の飲食は禁止しておりますのでご了承ください。

以上で公聴会の進め方に関する説明を終了させていただきます。

○河川管理者

それでは、ただいまより公述を始めます。公述人①の方、壇上へお上がりください。

公述

○公述人①

私は、美馬市脇町野村の〇〇〇〇と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、吉野川北岸の堤防建設を要望ということで公述をさせていただくという機会をいただ

きまして、まことにありがとうございます。堤防建設をお願いしたい地域は、西は野村谷の河口でございます。そして東は井口谷の河口でございます。この間は、自然堤防と申しますか地形が高うございまして、洪水の被害も少ないということで全くの手つかずのそのままでございます。しかし、そうでもないんです。平成16年には、あの大水のときにはミカン畑に砂が堆積したり、また水田が浸水しました。その被害の状況は十分把握しておりませんが、そういう状況でございますので、何年かに一度は浸水するということは事実でございます。

また、この地区におきましては、バラスの運搬作業道がございます。その関係で、こちらから車が入ってもこっちへ抜けられる、こっちから入ってもこっちへ抜ける、また中央へどこでも抜けられるということでございます。私は、この作業道があるのを悪いと言つておるのではございません。実はこれを利用しまして、特にこの辺はやぶとか谷がありまして、粗大ごみとか家庭の生活ごみを不法投棄する者が非常に多くございます。ちょうど公述ということできのうも実は見てきたのですが、ちょうどきのうの朝ぐらいだと思うのですが、ゴルフ道具一式ぽんと放置、ビニール袋を3つ4つほうっています。おまけに、ちょうどきのうは増水しております、もう水際だったので私も引き上げに行けなかつたのでございまして、そのままにして置いております。そういうことで非常に不法投棄する者が後を絶たないというのが現状でございます。

また、この地域は昔そのままでございますので、地権者の方、また国交省の方は境界のことは十分御存じだと思うのですが、民有地にいろんなものを、もう使われてない自動車とかブルドーザーとかいろいろなものを置いておるのでございますが、たちまちそれが公害を及ぼすというものではございませんが、それは十分に注意する必要があるのではないかと思っております。

第3には、夏にはこの辺は雑草が繁茂するんです。そして、環境の変化ということもございますが、マムシが繁殖しまして、美馬市におきましても「マムシに注意」という標識は立てていただいております。今のところマムシにかまれたという被害も聴いておりませんが、釣り人、農作業をする人、散歩する人が非常に多いので、堤防ができたらマムシも減るのではないかと思っているところでございます。私事ではなはだ恐縮ですが、私も昨年6月に梅の収穫を行ったのですが、一日にとれなかつたもので明くる日のためにシートを置いておりましたら、明くる日、6月4日なんすけれどもマムシがシートの中におりました。本当にこれは現実に油断ならんところだなと思った次第でございます。

また、堤防ができるておる川原町、美馬市の美馬町のほう、それから別所、助松は、ひがみ根性で言うのではないのですけれども、非常に明るく安心・安全の住みよい環境の住居地になったような気がいたします。まず、堤防ができましたら、散歩する人もジョギングする人も、何か事故があったときは非常に見つけていただきやすい。今の状況だったら、よくこの辺を散歩しておるのですけれども、仮に、今はちょっと減りましたが、野犬に襲われるとか倒れてけがしたとか、そういうことでもなかなか見つけることができないんです。それも堤防ができるということを利用したら、非常に安心・安全な場所になるかと思います。

また、私事で恐縮でございますが、暖かくなりましたから私も散歩とかジョギングでこの堤防を利用させていただきます。特に、川原町から喜来、そして美馬橋を渡りましてゆうゆう館、太田の堤防を利用するのでございますが、特にあのゆうゆう館の堤防なんかは、3月・4月・5月はいろんな花が咲き青葉が開きまして、本当にジョギングしても生きとる幸せを実感するぐらいの環境でございます。そういう意味で、堤防というものは、私たち地域住民にしましては治水だけが目的ではございません。住みよい環境づくりというのも大きく認めてほしいわけでございます。そういう意味で私も、この堤防を利用させていただきまして体力をつけまして、昨年も65歳で徳島マラソンを完走できました。今年もまた、ひとつ堤防を利用させていただきまして頑張りたいと思っておる次第でございます。

この堤防ということに対しまして、地域住民の方は非常に期待をしておると思います。きょうは私個人で要望に来たわけでございます。はなはだ簡単ではございますが、是非ともよろしくお願ひいたしまして、私の公述にさせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○河川管理者

公述人①の方、どうもありがとうございました。

続きまして公述人②の方、壇上へお上がりください。それでは、公述人②の方、公述をお願いします。

○公述人②

人間生活をする上でなくてはならない命の源、水の管理を含めまして、本日は吉野川水系河川整備計画の原案の公聴会を開催していただきまして、まことありがとうございます。本日の公聴会を、先程資料にもありましたように、市町村長の意見を聴く会9回、そして

流域住民の意見を聴く会23回、そして学識経験者ということで3回、そして昨日は徳島下流域、そして本日、ここ四国三郎の郷で中流域の公聴会ということで本当にありがとうございます。そのようなことで吉野川整備計画の原案も地域住民の原案を本当に反映していただきまして、すばらしい原案ができたことと確信しておる次第でございます。

私が幼少のときによく祖父母が言っておりました。秋の収穫どきになりますと、台風、集中豪雨等により、「今年も米が半作やな」と、「全然でけなんだな」と、ぼやきともため息ともつかぬ声を発しておったことを記憶に覚えております。そこで、近々の台風ということで平成16年に、10月ですか、23号の台風が来ました。そのときに私ども沼田地域といいまして、ちょうどパネルがあります。ちょうど沼田地域の西は中野谷から鍋倉谷ですか、そこまでの間で1.8kmです。その間におきまして、宗分初め、沼田初め5つの自治会が形成しておるということでございます。この間におきまして、田畠というのはこういうような範囲で設けております。これが約40町歩あります。

そして、平成16年の23号台風のときには水がどのように来たかと申し上げますと、現在これが吉野川ですよね。吉野川、従来ならば、今までの台風ならばこういうふうにして水が迂回してこういうふうに流れてきたのでございます。ここがちょうど昔の旧道でございまして、この上が用水が通っておりますが、この用水をなかなか超えなくて、過去でありますと東から迂回をしてこういうふうに水が流れていたわけでございます。

今回、どういうわけか、16年の台風、4年半前ですか、そのときの台風のときにはここから水がすぐにこう乗ってきたんですね。ここから旧道を越えてすぐに水が乗ってきたものでございますので、思っていた以上の水量、流水でありますと、この田畠の表土というのですか、良質な表土が流出したわけでございます。それに田畠だけではございません。この集落におきまして、実は2軒の家が濁流に孤立したのだということでございます。ここ、東原かな、ことここかな、2軒の家。そして、民家の前まで来たというのが5軒ほどあります。そういうふうなことで、沼田地域におきましては、田畠の災害だけでなくして、やはり民家も災害を受けておるのだということを認識していただきたいと思います。

そのようなことで、また、私ども沼田地域の住民におきましては、完成もしていない堤防の件で、もしこの吉野川の堤防が完成すれば、私たちは側道に、春は桜の木、秋にはもみじ、イチョウの木等を植えて、吉野川堤防の美観をも含めまして守っていくのだという声も上がっております。そのようなことでございますので、先人の夢、私たち地域住民の切望でもあります、今回の吉野川整備計画原案にもありますように、10年以内に下流域

から着手・着工するのだということでございますので、ひとつそれを守っていただきまして、早期に着手・着工をお願いいたしたいと思います。

そしてまた、今、世界といわず日本、本当に大変なことになっております。なぜかと申しますと経済対策、雇用対策でございます。この堤防着手・着工を完成することにより、少しでも今置かれております日本の経済対策・雇用対策に寄与できるのではないかと私自身思うわけでございます。そしてまた、地域住民にいたしましては安全・安心、また、優良な農地を守り、これから日本の農業に貢献できるものと確信しておりますので、どうか国交省の職員の皆さん、どうかよろしくお願ひいたします。

以上で、簡単ではございますが、説明を終わります。

○河川管理者

公述人②の方、どうもありがとうございました。

続きまして公述人③の方、壇上へお上がりください。それでは、公述人③の方、公述をよろしくお願ひいたします。

○公述人③

私は美馬町の〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。私は2点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。まず1つは、この整備計画原案につきましては、これまで関係自治体や地域住民に対するたび重なる説明をいただいて、あるいはまた、意見の反映がなされるために十分審議が尽くされていることと思っておりますので、今後の手続を経て、この計画を早く決定してほしいと思っております。これが1点でございます。

2つ目は、実施工程についてでございますが、計画原案では今後10年以内の着手予定区間が示されておりますが、これを5年程度に繰り上げて実施してほしいということでございます。と申しますのは、中流域においては現在整備途上にあるために、整備区間と未整備区間が混在した状態が30年以上続いております。このために、整備区間が本来備えていた遊水効果などが減少したために、高水位の高まりなどから未整備期間の被害がむしろ拡大している傾向にあると思います。私も沼田地域で稲作を行っておりますが、台風のたびに冠水被害を受けて悩まされているような現状でございます。

このようなことから、中流域全体の整備を急ぎ、早急に完了することが、築堤の効果を最大限に發揮するために必要なことと考えておりますので、早期完成についてよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○河川管理者

公述人③の方、どうもありがとうございました。

続きまして公述人④の方、壇上へお上がりください。それでは、公述人④の方、公述をお願いいたします。

○公述人④

どうもこんにちは。前段たくさんあいさつしていただきましたので省略させていただいて、話だけ要約を述べていきたいと思います。この話が、いろいろな方から紹介していくだけで、一番最初、30年後の吉野川がどうなっておるかと、そういうふうなことを夢見ながら、どういうふうに整備を進めていったらいいかということを考えませんかということで、公聴会なりこういう会が催されてきたかなという思いがあります。ですから、その30年たった後ですね、この吉野川の川べりがどうなっておるのかなということを今少し思い描いておるところであります。

今ちょうど私も中鳥川周辺の水辺の楽校というのですか、子どもの水辺協議会のほうの役もさせていただいてお手伝いもさせていただいておりますが、そういうふうなものを頭の中に織り交ぜながら、30年先にどうなったらいいかなということを少し思い描いて、河原へ、子供たちとともに、孫たちとともに手をつないで一緒に遊びに行けたらいいのになど、遠方からのお客さんに「吉野川いいですよ」と、「来てくださいよ」と言って楽しい時間を持つことができたらいいのになというふうなことを思い浮かべながら、少し考えてみました。

吉野川は、御存じのように四国三郎といわれる暴れ川でございます。昔は、いろいろ聴きますと四国次郎だったのではと言う人がおりまして、次郎がいつのまにか三郎に格下げになったというような話もありますが、とにかく有名な暴れ川なんですね。しかも、50kmにわたって直線の吉野川というのは、他の川と比べてもまずないと思いますね。ですから、橋の真ん中に立って上を見ても下を見てもずっと吉野川が見えるというのはすばらしい景観だなと思いますね。

そこに竹林があつたりしますが、これも竹林はなぜあるのかなと見てみると、暴れ川ゆえなんですね。ですから、暴れ川ゆえに江戸時代は藍というものを作らしか作物がなかった。要するに非常に貧しい地域でありましたということになりますね。そして、明治になりました桑を植えて養蚕をいたしましょうという事業が興りまして、アワがすたれて桑になったわけですね。では、桑地にしますと畑になる。畑になると畑を守るために竹林

を植えていったと。どうも藩政時代から竹を植えていたという話をよく聽くのですけれども、お年寄りからの話を聽きますと、どうも明治から大正にかけてが一番多いんだよというふうなことを言われている。要するに、我々のじいさんばあさんの時代に一生懸命川に竹を植えて畠を守ろうとした人たちがおったのだなということですね。

そして、吉野川で話を聽いておりますと、昔はアユがようけおってなど。ここアユは特に香りがいいですね。香魚といわれるアユがいっぱいおって、みんなようとりに行つたもんだよと、ウナギもようけおってなという話を聽くのですが、今はだんだんとそういうふうなものが廃れていきよるなという思いがしておるわけですね。ですから、それを何とか復活させてほしいなど。

治水については築堤でやるということは昔から決まっておって、ただ、中流域は長い間ほったらかしになっておりましたけれども、今は徐々に築堤事業を進めていただいているということになるわけであります。しかしながら、堤防ができればもうそれでオールマイティー、大丈夫なんですかといいますと、先年の脇町の水騒ぎというふうなものがありますように、内水の問題というのは必ず出てくるんですね。ですから、内水対策というものが。そして今、地震のことがかなりうるさく言われておりますけれども、地震対策というものを何とか、液状化するかもわからん、堤防が崩れるかもわからんというふうなところも頑張ってほしいなと思いますし、漏水の問題も少し聽いておりますが、そういうふうなものも講じてほしいと。

それに加えて、万が一というものは必ずついて回るんですね。ですから、その万が一のときにどのような防災活動をするかというところまで手を入れて、計画を進めていただくことができればいいのになというのが1つでございます。

少し話が戻りますが、吉野川というところを、先だっても美馬小の生徒たちと川について話をしてくださいというので行って話をしたんですね。尋ねたんですね。「吉野川に思い出のある人手を挙げてください」と言ったら誰もおらんのです。どうも吉野川というところは、「行ってはいけない吉野川」、「よい子は行かない吉野川」、これが通り文句なんですね。ですから、吉野川に遊びに行くなということは口うるさく言うてきましたけれども、吉野川で遊ばんかという話はもうないんですね。今の20歳、24、5ぐらいから下の人たちは吉野川に思い出がないと思います。その思い出のない吉野川に、30年先に友達を連れて東京からやってくるかというたら、まずそれもないんじゃないかと思いますね。

ですから、この吉野川というところで思い出を何とか作ってあげたい。しかしながら、

そのためには危ない吉野川のままで行きなさいとは言えんのですね。ですから今は、ライフジャケットの用意をしてください、ヘルメットの用意をしてくださいというふうなことを言うておりますけれども、安全・安心な吉野川づくりのために少しソフトの面で考えていただきたいなと思います。

そしてもう1つは、私が吉野川と取り組む一番最初の原因は何かといいますと、あの竹林なんですね。竹林のほうから、「私はここにいますよ」「私のことを忘れないでください」「私にもありがとうの声を聴かせてください」「ありがとうと言わせてください」と、そういう声が竹林のほうから聞こえてきた。その声に応えて、こんなにつらい思いをしておるもののが私たちの周りにあるんやなと、そう思ったときに、この竹林とともに生活していくにはどうしたらしいだろうかということで、よく皆さんは自然との共生ということを言われるのですけれども、共生というのは何かをしてあげて喜びなさいよというのではないんですね。私とともにお互いやがりがとうと交歓することのできる関係を作り上げていきましょう。

さだまさしは「山は死にますか。海は死にますか」と言いましたけれども、そのとおりなんですね。山とも海とも川とも空ともみんながお互いやに「ありがとうよ」「一緒にあってくれてうれしいな」と言える関係を作り上げていくための取り組みを少しさせていただいて、その取り組みの延長線上に、水辺の楽校ですか、中鳥川の子どもの水辺協議会の仕事も重ねてきたんですが。

それをどのようにすればいいかということを考えさせていただいたときに、中流域の人は非常に辛抱強いと思います。ちょっと辛抱し過ぎたかなという思いもあるんですね。要するに、中流は遊水池で、下流の徳島のほうの人々の財産と命を守るために水につかって済みませんというので、岩津から上は台風ごとに洪水に悩まされておったんですね。ですが今、堤防がないところは高いところが残って、そもそもと言うんですけれども、やっぱり被害に遭っているんですね。ですから、私は一遍、知事がこっちのほうへ意見を聴きに来られたときに言うたんですね。下流域の人は中流域のこの遊水池で苦しみよる人々のおかげで助かっとるところがあるのではないかと。だとしたら、知事さん、徳島の市長さん、皆さんにご迷惑かけりますねということを一言でも言うてくれたらしいのになと思いながら話をしたことはありますが、ちょっと辛抱し過ぎたかなというのはあると思いますね。

ですから、中流域の堤防を進めることを一日も早くという要望が次から次へと出てくるのは、現実的に今被害に遭っておるという実情があるのではと思いますね。ですから、

下流の人は下流のことを考え、中流の人は中流のことを考え、上流の人は上流のことを考え、皆それぞれに考えるけれども、吉野川を一本の川として考えていこうとする運動が少し少なかつたのではないかと思います。一つの提案なのですけれども、道の駅というのがありますが、川の駅というのを造ってもらって、川を通じて何とか上流・中流・下流域の人々が交流することのできるようなことができればいいのになと思います。

そして、30年先に子供たちと一緒に今の吉野川をもっときれいにして遊ぶがために取り組んでいただきたいのは環境の保全ということになるかと思いますが。いろいろお伺いしておりますと、絶滅危惧種という名前の鳥が結構多いのだそうですね。そして、その植物も結構あるのだそうです。あるというからどこにあるのですかと国交省の人に聴いたら、それは秘密ですと言われましたけれども、そういうふうなものを守っていく。私たちのじいちゃんばあちゃんが一生懸命植えた竹林を守っていく、そしてその竹林にありがとうを言い、吉野川にありがとうと言いながら、吉野川に親しむ町づくりというものができればいいかなという思いをいたしております。

私自身からの提案としては、それだけのことを将来にわたって30年先を見越して、国交省の皆さんも吉野川というものに取り組んでいただくことができればなというところでご意見を申させていただきました。どうもありがとうございました。

○河川管理者

公述人④の方、どうもありがとうございました。

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。ただいま14時を若干回ったところでござりますので、再開につきましては14時半再開とさせいただきます。傍聴の皆様におかれましては、14時半の再開までに会場にお戻りいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

[午前 2時 4分 休憩]

[午前 2時30分 再開]

○河川管理者

それでは、時間となりましたので公述を再開いたします。冒頭にご案内いたしましたとおり、公述人⑤の方につきましては、遅れて来られるということまだ到着されておりませんので、閉会までに到着された場合に公述いただくということにさせていただきます。

それでは、公述人⑥の方、壇上へお上がりください。

○公述人⑥

東みよし町から来ました。私は吉野川で川釣りをしたりとか、いろいろ吉野川の恵みを

感じながら生活をしてきました。吉野川というのは非常に川幅も広くて、竹林とか、それから川岸にも余り構造物もないということで、非常によい川ということです。県外からも訪れる人も多いというようなことで、私も釣りをしながら県外の方とも交流を持ったというような思い出があります。吉野川というのは県民共通の財産でもある。それから観光資源という意味合いもあります。私は、この河川整備計画、これは非常に大事な計画で、必要なところはどんどん進めていっていただきたいというふうに考えておりますけれども、環境との調和ということが非常に大事だというふうに考えますので、きょうは環境との調和という視点から公述を申し上げたいと思います。

たくさんのスライドを用意しておりましたが、なかなかうまくいかないので少しお待ちください。

○河川管理者

スライドの準備ができるまで少し公述をお待ちいただければ、その分の時間は割り引きまして公述いただけますので、少しお待ちください。

○公述人⑥

たくさんのスライドがあるので頑張って進めていきたいというふうに思いますが、ロスタイムをとつていただいたので、ありがとうございます。今ここにスライドに出ているように、河川整備計画ではたくさんの工事が予定されています。多くの堤防ができますし、侵食対策とかいうことで川岸に構造物ができるわけですけど、その影響というのは大変大きいというふうに考えております。多くの県民のアンケート調査なんかで見ますと、やはり今のままの吉野川の環境を変えないでほしい、人工的にしないでほしいという多くの意見がございます。そうしたことから、河川整備計画ではどのようにして工事による影響を小さくするかということが課題ということになります。次お願いします。

まず、堤防の問題ですが、これは河川整備計画の原案の中の27ページのところに出ているものと同じ図です。堤防の赤のラインというのは原案で示されている堤防の位置です。堤防の位置によってどのように環境に影響があるのかということを考えてみると、赤の点線で囲っているところに、このあたりちょっと緑の濃いところが竹林とか水害防備林とかいうものになっている部分ですが、この赤のラインですと、この水害防備林や竹林が分断されるというふうな計画になります。例えば、この黄色のラインまで持つていった場合には、竹林が分断されないで、一つの塊として川の中に残すことができるというふうなことになります。次のスライドをお願いします。

堤防の位置、それによって環境というのは大きく変わることで、狭くした場合にはどのようなことが起こるのかというと、まず御存じのように洪水時に水位が上昇すると、川幅を狭くすると上流域で水位が上がるということです。それから遊水池が減少して下流域では洪水のピーク流量が増えるというようなことがあります。それから環境面では、今のは治水面での話ですけど、環境面では川の中の低湿地であるとか、それから水害防備林が分断されてしまうと。そして、その湿地とか水害防備林が川の外に残されるというようなことになります。川のはん濫域ですね、川が自由に流れることができなくなるといった問題ですね。それから、狭めることによって流れの強いところに堤防が近くできるということになりますと、強固な堤防が必要になるといったことから環境に対しても問題があるし、堤防を狭く造ると治水上の問題もあるということになります。しかしながら、国交省さんの考え方のように、狭くすることで農地を広く残すことができると、農地を余り買わないで堤防設置ができるというメリットは確かにありますけど、農地をたくさん残すという考え方一辺倒でこの堤防位置を決めてよいものか。将来に向けて禍根のない堤防位置、そういう計画にしていただきたいというふうに考えております。次お願いします。

堤防ともう1つの問題が侵食対策として行われる護岸の問題です。護岸を設置することによって吉野川の環境が大きな影響を受けるということです。これが侵食対策の図ということになります。この低水護岸が水辺に造られると、低水護岸というのは堤防を守ったりするために行うもので、水際に行われるということで環境への影響が懸念されるわけです。次お願いします。

護岸工事、その問題というのは、水辺に固い構造物ができることで水際線が単調になって直線化されると、均一な流れが護岸の前にできてしまう。それから、護岸工事が行われるというのは、後で説明しますが、いい環境のところなんですね。いい環境のところへ造られる。そういう良好な環境が失われるという問題です。それから、護岸によって水際の植生が失われる。植物が生えているところがコンクリートでむき出しになって、景観上大きな問題が出てくる。それから、エコトーンの回復ということが大きな問題ですけれども、それが失われるといったことから、護岸工事というのは、やり方を間違えると吉野川の景観と生物の生息環境に大きな影響悪化を招くということになります。次お願いします。

山付きの淵ということをお話しさせてもらいますけれども、山付きの淵というのはこういうところにできるわけです。川が曲がったところに、こういう突き当たるところで、川の突き当たりにできて、こういう場所というのは水辺林があって、そしてその前というの

は物すごく深い淵ができます。水辺林が淵を覆い隠すというような形になっていて、これは非常に重要な環境というふうに言われております。次お願いします。

これは下流の川田地区での山付きの淵ということになります。今、河川整備計画の原案の中では、こちら川のレキ河原の保全ということが触れられておりますけど、川というのはレキ河原ができれば反対側には水当たりができますので、その反対側には山付きの淵ができる。この淵というのは非常に重要な環境を担っていると。大きな魚類であるとか、それから、こういう淵がなくなるとアユ釣りをしていても大きなアユが釣れなくなるといったことになって、この山付きの淵ということも、レキ河原の保全だけというような片手落ちの保全ではなくて、こういう淵も保全するということを整備計画の目標の中に入れていただきたいというふうに考えております。次お願いします。

山付きの淵、くどいようですけれども、これは河川環境を考える他のテキストにも書かれておりまして、これはもう重要な環境だから極力保全しましょうというふうなことが書かれております。淵の周りにヤナギが生えていてと、こういうような環境ですね。こういうような環境というのは非常に重要であるということです。次お願いします。

今まで行われてきた侵食対策の工事の問題点ということで、国交省さんには耳が痛い話かもわかりませんけれども、率直に物を言つていいみたいというふうに考えております。これは護岸、川岸を、このあたりに堤防があるわけですね、堤防を守るために川岸に護岸が行われるわけなんですね。一番の問題は、水際にコンクリートブロックが置かれるということで水際が直立化する、そして単調になる、それから水際の植物もなくなる、全くエコトーンがなくなってしまうということになります。もともとはこういうような、水がぶつかつていって、それでヤナギとか水辺林が川を覆っていく、そういうふうな風景だったわけですね。そして、先程も言ったように、吉野川の典型的な風景というのは、対岸のほうにはこういうレキ河原ができるというような風景になるわけですね。守らなければならぬのは、こういうところを守つていかなきや、こういうところの部分を守らなきやいけないんですね。そのためは工事の工夫ということが非常に大事になってきます。次お願いします。

どういうふうにして守るかというものの中に、その前に1つ、これも侵食対策の中の1つなんです。これは先程の工事に比べたら大分ましというふうには言えます。護岸が、まだこの場合はかごマットといって鉄線のかごに石を詰めたものになっていますから、ここにちょっと緑が見えますけど、いずれここは草に覆われるということになっていきます

から、先程に比べたら、風景としてはこのあたりは緑に覆われて吉野川の景観へのダメージはいずれは減ってくるだろうというふうに思います。しかしながら、先程侵食対策のイメージ図の中に典型的なものをかいておりましたが、一番根本のところにブロックを置くというようになっております。この根固めブロックというのも絶対にやめていただきたい。これを置かれると、例えばここが非常に良好な釣り場であったとしても、このブロックによって魚がいなくなったり、それから、このブロックをつなぐものの金具に釣り糸がかかって全然釣ることもできないわけですね。このブロックを置くという方式を少し考えていただきたいなというふうに考えます。次お願いします。

では、今までの吉野川のあのやり方で、他に方法がないのかということを提案していくたいと思います。これは他の全国的な事例です。もちろん徳島にもいい事例がありますので後から報告したいと思います。これは同じように護岸をしているわけです。そしてその前を根固め、護岸を守るために、ここの前が掘られないように根固めを置くということなんですけれども、それを突起物で川に突き出した構造物によって流れを緩やかにして、そしてこの護岸を守るというような工法、やり方なんです。水制という構造物なんです。このやり方をすれば、水際の多様な変化のある流れも回復され、それから自然にこのあたり、水制と水制の間には自然に土砂が堆積をして、そして植物が繁茂するというふうなことになって、水辺のエコトーンがこのあたりに回復されるというようなことになります。それから自然景観的にもすばらしいものになっていきます。次お願いします。

先程のは最近行われた工事ですが、吉野川で伝統的な工事、昔から行われている侵食対策はどのようにになっているかというところを見ていきたいと思います。これはずっと下流の高瀬橋というところの上流に置かれている水制群です。ぽつぽつと突き出しているところ、これが水制なんです。吉野川の水がこう当たってくる水当たりのところに、昔からこういう水制というのは造られてきたんです。それから、これも山川で行われている水制です。ここに行われております。次お願いします。

これは高瀬の、近くで見るとこういうような形で石を置いて、そして突起物がこうあるわけですね。淀みとかいうことが回復されます。次お願いします。

先程の山川のところを対岸から見るとこういう形になります。水制というのがこういうふうに2つ置かれていて、こちらから流れてくる水を見事にはね返しております。水制が「水はね」といわれるゆえんです。次お願いします。

これも阿波町で行われた水制群です。これも見事に淵とか水辺林が保全されています。

大事な山付きの淵が保全されているという事例です。次お願いします。

河川整備計画での問題点を整理しますと、川の河川工事によって環境に対する影響が大きかったわけですね。そのことはちゃんと率直に書いてもらいたい。タブー視しないようにお願いをしたいと思います。それも課題であると。ちゃんとした工事をするということが課題であるということです。そして、工事を行う上では伝統的な考え方をしてもらいたい。そして最後に、幾ら環境に配慮しても環境には影響が出ますので、ミチゲーションということをお願いしたいと思います。次お願いします。

ミチゲーション、代償ということです。埋め合わせるということなんです。これは既に行われていた場所、こういう場所に石を覆って水際の植生を回復したりというふうなことをミチゲーションとしてやってもらいたいと思います。次お願いします。

実際に行われているところを見ますと、こちら側が工事後の写真ということになりますが、こういうふうにブロックの上を巨石で覆って景観的なものも、人間と川の触れ合いということも可能なようにしております。次お願いします。

これは四万十川の事例です。これも多くの根固めブロックが置かれているところを、こういう水制状にガーデンブロックを覆って環境を回復したという事例です。次お願いします。

これは護岸をわざわざ堀り込んで環境を回復したという事例です。次お願いします。

これで最後ですね。整理しますと、とにかく吉野川の環境は非常に大切なものですから、工夫をしていっていただきたい。今までのやり方を変えて、伝統的な工法だとか自然再生ということを河川整備計画の中に位置づけて、そして、治水工事をやっても吉野川の環境が守られていくようにお願いして、ばたばたになりましたけれども、私の発言とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○河川管理者

公述人⑥の方、どうもありがとうございました。

続きまして公述人⑦の方ですが、冒頭に申し上げましたとおり欠席のご連絡をいただきておりますので、次に移りたいと思います。準備の都合があります。ちょっとパソコンのほうをチェックさせていただいておりますのでしばらくお待ちください。

それでは、公述人⑧の方、壇上へお上がりください。

○公述人⑧

三好市から来ました○○と申します。よろしくお願いします。資料をA4で1枚分だけ

出してもいいということなので、資料のほうも作りましたのでこちらのほうも見ながら是非お願ひいたします。

私のほうでは、ここに書いてありますけれども、観点なんですが、まず1つ目は、是非入れてほしいのは、巷間で伝わっておりますが、21世紀は水を争奪する世紀だと言われております。20世紀のとき日本は資源がない国であるという形でみんな頑張ってきましたけれども、21世紀は、逆に言えば、もともと水環境に恵まれた国ですので、ある意味では本当にかなり恵まれています。この水環境をいかに良好に保ち、なおかつどのぐらいまでにこれをさらに質を高めていくかによって、多分、日本の生きる道が見えてくる一つの方法だと思いますので、是非そこら辺のことを原案のほうに入れてほしいと思っております。

ちなみに、私はどういう仕事をしているかといいますと、この近所でアメンボというところをやっております。カヌーとかやっておりますけれどもちろん上流のほうですね、三好市の場合というのは中流会場になりますが、上流域と中流をちょうど両方含んでおります。上流の大歩危・小歩危のほうでラフティングツアーやアウトドアのほうの仕事をさせていただいております。その観点からも一応申し述べさせていただきます。

まず、吉野川、今この整備計画ですけど、今後30年間のことを考えておりますが、実は、地元の方はよくわかっているとおり、今から34年前に早明浦ダム・池田ダムというふうに大きなダムが造られまして、多分それを境にかなり川が変わっているというふうに私は思っております。だから本来であればこれから30年間を見つめるのであれば、ダム以後の34年間、なおかつダム以前のことを本当は再度検討しながら、比較しながら考えていかなきやいけないと思っております。ちなみに、この早明浦ダム、いい影響もあって、それは多分この原案にいっぱい入っておりますので、よくないほうが余り入っておりませんので、こちらのほうを私のほうで補足で入れさせていただきます。

こちら、パワーポイントのデータ、これは何かと申しますと、これが池田ダムですね。ここから上流域に入っております。だから本来は直轄区間、ここにありますけれども、実は上流のダム群も直轄区間にありますので、含めて説明させていただいております。こちらのほうは、関連する水資源機構のホームページ上で公開しているデータです。日々のデータが載っております。観測地点が幾つかあります。この大豊というところ、あとはこの吉田橋というところ、支流のほうの田井橋というところ、この3つについては後で説明しますが、なおかつ池田ダムのところですね。この4カ所、他にもいっぱいあるのですが、この4つだけ重点的に見ていきますので。

これは何かといいますと、早明浦ダムというところは発電ダムが付設されておりまして、当然発電量が多い昼間に中心に放水をしております。そこから11km下流に山崎ダムという、時間帯で変わる発電ダムを調整するはずの逆調整ダムがございまして、こちらのほうで本来は調整しないといけないのですが、なぜか、ここにあるとおり、これは先程も言いました大豊という、ダムより約30km下流にあるのですけれども、こちらの観測地点を去年8月8日から12日、その1年前の2007年の8月8日から12日まで見てみると、これは5日間の単位なんですが、よく見たらこの大豊のところで実は午前中水が少なくて午後から水が増えるという現象がに起きております。

これは想像するに多分調整がうまくいってない、要するに平準化していないということになります。ダムがあることによりまして、もう既に水量の段階で人工的な変容をしています。これが生物とかにどういう影響があるかはちょっとわかりません。ただし、私どもは川下りをやっていると先程言いましたけど、かなり影響あります。水が少ないときにツアーを行っておりますので、本来はもうちょっと水があったほうが、要するにここに水があるほうが、あるいはこれを平準化してもらうと非常に助かります。

例えば今年の8月を見てみると、1ヶ月を通じましてずっとこの変動が続いております。だから、山崎ダムというのが平準化できていないということですね。自然の川では当然これはあり得ません。では、平準化できないダムかといいますと、実は、まれなんですけど平準なときもあります。こういうときは多分調整していると思うんです。だから、調整がうまくいってないのか能力がないのかよくわかりませんけど、ちょっとこちら辺もわかりません。だから、こちら辺のことを考慮してやっていただきたいと思います。ダムによって水位の変動が人工的に行われていることをまず説明しました。

もう1つ、これはそんなに頻繁なことはありませんけど、この原案には含まれていませんが、原案に入っているのは早明浦ダムによります濁水の影響のことが書いてあります。実は濁水だけではなくて、それに付随したように、長期渇水期にダムの水が減ってきまして、ダムというのは夏の時期というのは水温4℃を一番ボトムとしまして温度上に層ができていて、水が減ると徐々に冷たい水しか流せなくなります。これは仕方がないことなんですけれども、その被害が昨年の夏及び2005年の夏にも同じようなことは起きました。2005年のデータはさすがに持っておりませんので、2008年のデータをホームページから公開のときにたまたまダウンロードしましてそのデータを持っておりましたので、こちらのほうを今比較検討として出させていただきます。

まず、平年の動きとしましてその1年前ですね、2007年8月、こちらのほうはダムの水がたんまりあったときですね。このとき、先程観測地点を説明しましたけど、池田ダム下流、大豊、その上流、吉田橋というのはダム直下になります。自然の川の比較としまして、この吉田橋の近くの地蔵寺川、これはダム関係ないところです。要するに自然の川そのものです。8月1日から31日までありますけど、大体20℃から25℃の間を例年であれば推移します。ところが今年の8月どうなったかといいますと、実はダムの水が、今年の動きとしましては、今年は梅雨入りが例年より早くて実質5月下旬から入りまして、ところが梅雨明けも2週間ほど早くて6月いっぱいで終わってしまいました。7月からはダムに貯まった水を中心に流しております、やはりダムがかなり減ってきました8月に入りましたら、やっぱり仕方ないことなんですけれども、冷水を流すようになりました。

その影響ですが、まず吉田橋、ダム直下にあるところですね、これを見てください。当然20℃を切っております。一番ひどいときは、これは放水管の故障だとか言っていましたけれども、7℃の水を流したことがあります。すごく冷たいです。先程のと比較すればわかりますね。先程は20℃以上ですね。去年は、ダム直下は15℃を常に切っておりましたし、10℃を切った日もありました。すごいことです。下るにつれて徐々に支流が入ったり、摩擦とか日で温められて徐々に上がってきますが、それでも30km下流の大豊でも20℃を下回っています。後半は15℃も下回っています。60km以上下流の池田でも後半からは20℃を切り出していました。ダムに関係ないところは相変わらず20℃以上あるという状況ですね。これは自然の川です、田井橋のところは。

今度はここを比較しますね。吉田橋、ダム直下ですね。こんなに違うんですね。これは確かに極端な事故例だと思うのですけれども、常に10℃以上、場合によっては15℃ぐらい水温が変わったということですね。大豊でもやはり5℃以上は常で、大体10℃近く、7、8℃、こんなに温度が違うと。池田ダムでもやはり5℃以上、後半は7、8℃違うということになりました。自然の川では、これは支流ですけど、そういうことはまずあり得ないことです。もちろん水が少ないので、後半は水が少ない分だけ逆に例年よりも水温が上がっちゃったんですけど。

これは何が問題かといいますと、代表的なアユのほうを出しますけど、アユの最適水温は20℃から25℃らしいんです。これは説明する時間がございませんけれども、これは川辺川ダムという熊本のほうで問題になっているダムの工事事務所、国交省さんのほうが作った資料がたまたまありましたのでホームページ上から引っ張ってきましたけれども、こ

れを見ますと、確かにこちらのほうに夏の生育時期に適温域としては10°C以上なければだめだよと書いてありますけれども、最適温度は20°Cから25°C。それ以外の例としましては、例えば、20°Cから25°Cの水温でないときに比べ成長が2倍と書いてありますので、生育ができても成長しない、多分成熟が遅れていると思います。昨年どういうデータだったか、そこまではわからないので何とも言えないのですけれども、例えば昨年みたいなときですと、アユだけではないのですけれども、魚類に対するダメージがかなり大きいと思われます。

もう一度話を戻しますけれども、いろいろ書いてありますが、中程にありますけれども、ここは中流会場なんで余りそういうふうな意見は聽かれないかと思うんですけれども、来週あります上流会場、過去に公聴会に2回ほど参加させていただきましたが、やはり早明浦ダムの完成によります川の激変がずっと言われてまして、ダムがあるから仕方ないという考え方もできるのですが、実は最近、考え方が、まだ特定の数カ所だけなんですけど、代表的なアユの話をしますけれども、アユをこれまで、ダムとかができた場合、あるいは自然環境、あるいはいろんな天然環境で激減した場合は、御存じのように人工種苗してそれを放流して遊魚とかの数の対策に当てるという方法をやっていましたが、これでどうしても、人工種苗の場合ですといわゆる子孫を残せないという問題がありまして、なおかつ天然のアユの減少にさらにインパクトを与えるという問題がございまして、一部の河川では、具体的には矢作川とか、矢作川というのはすごくダムが多い川なんですけど、四国でいいましたら物部川とか、そういう川でも天然アユのほうを復活、なおかつ増殖させようというふうな動きがあります。

ダムを撤去することは事実上実現不可能ですので、今言った川ですとダムがあってもなおかつダムの操作、あるいはいろんな河川工事、例えば産卵床を造るとか施すことによって天然アユが実際に増えているという実例もあるそうです。なので、できれば原案のほうにはそこら辺も含めたやつを入れてほしい。過去にパブリックコメントで魚道の改築あるいは新築と言ったのですけれども、原案にはあくまで水生生物は良好な状況であるということなので、それを維持するとしか書いてなくて、魚道も維持しか書いてないんですよ。でも実際には、私が言ったとおり過去30年、特にダムが見て34年間及びダムができる前、大体地元の方にお話を聴きますと、昔はアユがいっぱいいたとか、アユだけではないんですけども、いっぱいいたということはよく言われます。今は全然少ない。それは何でなのかということを本当は、データもなかなか限られるとは思いますけど、本来はそういう

ことを定量的に調べて、それを原案なりあるいは途中からつけ加えるようなことをされたほうが僕はいいと思います。

下のほうに書いておりますけれども、今回の原案に関しましては、こういう機会を設けられて私どもが意見を言わせてもらって、それを国交省さんの担当部署のほうで反映していくというふうな形をとっておりますが、できればこういう地域住民とか関係諸機関を入れた上で、本来は作業部会を作るべきであると僕は思います。今も思っています。なおかつ今後も、最終的な案ができたからといいましてそれで終わりではなくて、できればそのような常設委員会を作りまして、是非常にフィードバックするようなことをお願いしたいと思っております。

ちょっと時間も限られるのでなかなか言えませんけれども、なかなかタブーが、タブーといいますかできない問題があって、なかなかできないとは思うのですけれども、例えば水利権の見直し。なかなか難しいとは思うのですが、先程言いました濁水を流さない方法としましては、本来、高知とか愛媛とかに流した水利権を一時的にその時期だけ戻して、ダムから濁水を流すのではなくて、そういう水で補てんするとか、いろいろな方法があると思うんです。そういうこともできれば考えてほしいと思っています。

あとは情報公開。本当に数年前からこのようなホームページでごく一部の情報が公開になっただけで、実感として昔から水が時間帯によって上下していることはわかったのですけれども、実際にこういうふうにわかっておりません。でも、この情報もごく限られています。この情報ですと最大で過去3ヶ月間の情報しか残ってなくて、あとはほとんど公開されていません。できればこれまで持っているデータもすべて含めまして、ホームページ上も含めまして、できれば情報公開、要するにみんながアクセスできるような形にして、いろんな方の英知を入れられるような環境整備のほうをお願いしたいと思っております。

それと、これは上流のほうで常に言われていますけれども、吉野川の案といいながら、整備計画といいながら実は直轄区間のみに限定されております。しかもいびつなのは、単純に中流・下流だけでなく、上流の早明浦ダムは直轄になっていて、その間、ダムから池田までの間は県の区間ということで原案のほうには含まれておりません。さらに、ダムに関して言えば、水資源機構とかあとは電源開発とか、電源開発というのは今はJ-Powerという、最近、去年とか株の外資の問題でいろいろありましたけれども、今は私企業なんですが、本来はパブリックな川を使って、先程言いましたように川の水位の人為的な増減に関与していますので、できればこういうところも含めまして、全体への風通しの

いい常設委員みたいなのを是非作っていただきたいと思っております。

繰り返し言いますけど、本当に吉野川、日本は本当に水環境に恵まれていて、例えば中国とか、ドキュメンタリーでも見ていますと、水質が非常に悪い、なおかつ水が足らないという問題がございますよね。もし日本とか、特に吉野川というのは日本の中でもかなり希有ない川なんですが、この環境を維持、なおかつ改善、かつてのダム以前に近い姿に回復できれば、多分これは本当の意味での世界遺産といいますか、真の意味の世界遺産、要するに世界中からみんなが吉野川を見に来る、さわりに来る、体験しに来るというすばらしい資産になる可能性はありますので、是非そのためにも整備計画の策定のほうを何とぞお願ひしたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○河川管理者

公述人⑧の方、どうもありがとうございました。

続きまして公述人⑨の方、壇上へお願ひします。それでは、公述人⑨の方、公述をお願いします。

○公述人⑨

私は東みよし町の加茂地区から来ました○○と申します。私たちの町は1万6000人、三加茂が約1万人の人口がございます。3000世帯が住んでおります。そういう中で、今は第一堤防のほうがまだ5、6年かかるらしいですけど、きょう私がお願ひしたいのは第二堤防ということで5、6年先に着工する場所でございます。約4.2kmでございます。ここからこう行って、加茂谷のしり、ここですね、これが4.2kmあるんです。ここに高島という40町歩の島があるのですが、一部だけ堤防がこうなって島の内側に入ってきます。ここは潜水橋があるのですが。

私が申し上げたいのは、この三加茂町の国道192号線がここをずっと走っております。JRと大方平行して来ておるのですが、ここでちょっと分かれて国道192号線が走っておりますが、この町の中が朝晩ラッシュの渋滞でございます。ということは、いろんな量販店がいろいろありますとこですね。ここで一番問題になっておるのは、三好郡の中で交通事故が2番目に多い地区でございます。例えば、三好郡で昨年の件数は255件の交通事故がありまして、その中で三加茂地区は事故が67件起こっております。大体国道が一般的に多いのですが、その中で負傷者が、67件ありますとこですね。年間89人の負傷者が出ており

ます。

そこで私が申したいのは、この堤防ができた暁には、ここに側道をずっと、2車線の側道を第1堤防のほうに三加茂の加茂谷とありますが、ここで側道と側道をつなぐ橋を造つていただきて、ここから5kmほど行きますと江口という地区の192号線とずっと交わるわけですが、信号が7カ所省かれます。そして、この側道を通つて国道にまた戻つてくるというようなバイパスを提案させていただきたいなど。ということは、この町には高速道路もございませんが、192号線以外の東西にあるのは昔の国道、いわゆる県道がありましたけど、これは対向できるような道でございません。大型車が対向できるような道ではないんです。だから是非とも国道にかわるバイパスを、側道を使って、全長が8kmぐらいになります。その国道を使ったバイパス化をひとつ考えていただけないものかなというのが1つの提案でございます。

この中には、町の中の北村、それから原、古川、ここは全部こっちの国道のほうに出ておりります。国道の南北線で大型車が対向できるのが1車線しかございません。役場の横のこの南北に走つとる、あとはどこも、観光バスもダンプも入る道がございません。南北の道が、本当に広い道が何もございませんので、是非ともこのバイパス化して、通勤するのでも側道を使った通勤をする、それから防災の消防車だとか救急車なんかでも、よりよく、側道を使って部落に入つて行くという感じでできたらいいなというようなことで、192号線のバイパス化をしたらどうかなというようなことが1つのあれでございます。

それと、三加茂においては下水道がございません。3年前までにいろいろ下水道の最終処理場をなにしておつたのですが、なかなか処理場の場所がございませんでした。その中で私は、この高島地区のここに下水道の最終処分場を造つていただきて、これからこまたへ流して本流に流していくというふうなことで、最終処理場をここに持つたらどうかなどというように思つております。

ということは、この地区は宅地になるところではございませんが、堤防の内側になりますので、すぐ横のこまたに流しますと、最終処分場の、清流の飲めるような水になりますので、きれいな水がここに流れるというようなことで、そんなことでこの地域を選んだわけです。それにつきましては、下水道はこの三加茂地区だけでなくて、この隣の井川町、池田町から国道を通して、吉野川にきれいにするためには何カ町村が寄つて同じ処理場を使つていくということで、各町村が処理場を抱えるようでは大きなお金がかかるのではないかなど。だから、私たちが考へるのは、旧の井川町、旧の池田町に呼びかけて、三加茂に

最終処分場を誘致したいから、そこまで本管を引っ張ってこんかと、応分の負担はお互いに見ようではないかというようなことでやるのも一つの方法ではなかろうかなというように思っております。

それと、上水道は、三加茂町の西部地域が5自治会の5部落がこの山の水を、簡易水道をとてやっておるので、もう水量がございません。そんな中で上水道を、町水の上水道を、ここへボーリングをして伏流水をいただいて、豊富な地下水をいただいて水道を全体的に供給できるようにならいいのではないかなど。それと、この側道にも下水管と水道管を這わせてもらえないだろうかと。それで三庄のほうまでずっと下水と水道の本管を側道と一緒に敷設させていただいたら、町づくりの社会整備の社会資本が十分住みやすい町になるのと違うかなというように思っております。

それと、ここにあります墓地公園、これは実際こまたがずっと水が入ってくるところですが、ここを盛り土で堤防で閉めます。こっちのほうは水門みたいなので逆流してこんなようにここで閉めますので、ここへは水は少々はたまりますけれども、大きい水はたまらないというようなことで、この河川敷を利用した公設の墓地公園にしたらどうかなと言うように思っております。これは約800mから1kmぐらいあるのと違いますか。幅が50mから100mぐらいありますので、相当な墓地公園になります。これから高齢化になりまして、三加茂地区にも、山城から祖谷から井川町からというようないろんなところから新築して家は建てておりますが、お墓さんは皆山の中に置いてきておる状態です。だから、これから公設の墓地というのが一番大事になってくるのではなかろうかなというように思っております。そういう面で、この旧河川のところを買い上げますので、これを公設の墓地公園にさせていただいたら、1000基や2000基や3000基は十分できますので、これは町の分譲地として墓地公園として、是非とも町のほうに働きかけてみたいなというように思っております。

ごみの焼却場ですが、今、猪ノ鼻にごみの焼却場があるのですが、これはあと2年で廃止になります。もうどこかへ代替地を探しておるというようなことで、この地域にどうかなというようにちょっと書いてはおりますが、今よく考えますと、美馬郡も脇町の焼却場はごみが足りません。三好郡のほうの猪ノ鼻のほうもごみが足りません。両方とも焼却場にごみが足らないというのが現状です。だから、美馬郡、三好郡で1つでもまだ能力が大き過ぎるのかなと。ということは1日100トンの焼却がなかつたら24時間稼動せんわけですね。だから、半日焼いて半日消して、また半日焼いて半日消すということになると、

ダイオキシンとかCO₂が多くなるというようなことで、徳島県でも4カ所か、県内80万県民でも、焼却場というのはできてもせいぜい5カ所ぐらいでしょう。だから、もっともっと、1郡ではなしに2郡とか3郡がかたまってそういうごみの焼却場を考えなくてはならないと。先程も下水道のことも言いましたけど、下水の最終処理場というのは1町村に1つずつ要らんと思う。3カ町村、4カ町村が同じ処理場を使ってそこまで配管すれば、吉野川の水も相当きれいになると違うかなというように私はご提案を町に働きかけてみたいなというように思っております。

それと、ごみの焼却場ができますと、その熱を利用したハウス園芸農業、そういうものも特別な地域にさせていただいて、特別な物産を作っていてたらどうかなというように思っております。

一応私が言いたいことはその4項目と、あとは先程も言わされましたように竹林ですね。竹林の管理の仕方、これが一番問題になるのではないかと。それは、間に歩道を20mか30m置きに入りやすい道を造っていただいて、管理をしやすいような竹林を是非とも、管理しやすいように道路を造って、管理用道路を造っていただいて管理したらどうかなと。それと、この地図の中で、この対岸の三好町側のこの辺が、河原がマウンド化して、全部こっちの河原が飛んでおります。広い河原があったのですが、こっちの堆積した対岸のほうの雑木がたくさんマウンドになってありますので、もっと平滑にしていただいたら、こっちの三加茂側の河原も20年も前からずっと町民挙げて河川美化運動をやっておりますので、こちらのほうもひとつ、是非とも河川美化をしながらやりたいと思っております。

それと、先程もちょっと言わましたが、この辺は釣り人の多い河原でございます。是非とも川の駅みたいな、そういう船着場をどこか何カ所かちょっとと考えさせていただいて、アユをとる方のことも考えてあげて、是非とも河原に行けるような進入路もある程度造っていただいたらありがたいなと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

閉会

○河川管理者

公述人⑨の方、どうもありがとうございました。冒頭に申し上げました公述人⑤の方につきましては、残念ながら到着されませんでしたので、以上をもちまして公述人による公述を終了させていただきます。公述人の皆様、どうもありがとうございました。また、傍

聴人の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力いただきましてまことにありがとうございました。

本日いただきました公述意見につきましては、要旨を取りまとめまして、ニュースレターとして流域の皆様にご報告させていただきます。なお、今回の公述の内容につきましては、本日公述できなかった方も含めまして、すべての公述意見及び発言内容、配付資料につきましては、個人名、不適切な発言等を除き、後日吉野川水系河川整備計画ホームページにて公表させていただきます。また、本日の公聴会をお聴きいただいた上でご意見・ご質問がある場合には、配付しております意見記入用紙もしくははがき付きの意見募集チラシにご記入の上、提出いただければ、パブリックコメントとして取り扱わせていただきます。

意見記入用紙につきましては、受付のほうに準備しております回収箱のほうへご投函ください。またはがき付きの意見募集チラシにつきましては、3月15日まで受付をしておりますので、郵送等にて送付してくださいますようよろしくお願ひいたします。本日、公述できなかった方も含めまして、すべての公述意見及び会場の方々からいただきましたご意見並びにパブリックコメントにつきましては、後日整理させていただきまして、四国地方整備局の考え方を付して公表させていただきます。また、今後の案作成におきましてもできる限り反映させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして公聴会を終了させていただきます。皆様お気をつけてお帰りください。本日はまことにありがとうございました。

[午前 3時23分 閉会]